

第3回

(令和元年7月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和元年7月10日（火）午前9時30分から午前9時57分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名
 - 1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
 - 4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
 - 7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
 - 10番委員 税所隆則
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第28号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第29号案 農地法第4条の規定による許可申請について
議第30号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第31号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、10番・1番委員をお願いします。

議 長 議事に入ります。議第28号案を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第28号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番を最初に議決したいと思います。関係者がおられますので一旦退室をお願いします。

調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

- 7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。期間の設定は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）。経営面積は、234a、うち田225a、水稻175a 畑9aで野菜を作付け。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1kmです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：30Kg 玄米を2袋。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計

画)：トラクター2、コンバイン、田植機、管理機を所有。8番(取得農地の利用計画)：水稻。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号1番について、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について賛成の方の挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号1番は、申請どおり許可することといたします。

議 長 調査番号2番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積は、145a、田85a、水稻50a、転作35a、畑60a、梨45a、野菜15a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：10m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：30万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター2、スピードスプレアー2、コンバイン、田植機、円盤モアを所有。8番(取得農地の利用計画)：野菜。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号3番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族1人(稼働力1人)、水稻作付け時期に家族、親戚方と共同作業をされています。経営面積は、32a、田19.3aに水稻、畑11.9aに自家用野菜。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：0.6km。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：10アール当たり37万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：家族、親戚所有の機械を借り入れている。8番(取得農地の利用計画)：稲作。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号4、5番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力1人)。経営面積は、206a、田174a、水稻80a、転作94a人参、ナス、オクラ作付け、畑32a

野菜類を作付け。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：5km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：1筆3万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植え機、管理機、運搬機、乗用噴霧器、軽トラックを所有。8番（取得農地の利用計画）：野菜。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 9 番 （調査番号5）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）。経営面積は、85a、田81a、水稻50a、転作31a飼料作付け、畑4a野菜を作付け。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植え機、動力噴霧器、管理機、軽トラックを所有。8番（取得農地の利用計画）：飼料及び野菜。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、2番から5番まで質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号2番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

全員賛成です。

議 長 議第29号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第29号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1、2番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地です。2番（着工時期）：許可後8月から着工予定。3番（資金調達）：借入金です。6番（公衆衛生）生活排水については下水道を利用し、雨水等については、敷地内に排水路をつくり近隣の用水路に流します。7番（転用措置）：近隣に影響を与えないよう十分に注意して施工します。8番（日照通風の影響）：発生しないように配慮し、高建築物は造らない、高樹木等は植栽しないようにする。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

5番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は畜舎及び牛の運動場です。無断転用ということで、始末書が提出されております。お父さんの代で自宅横の畜舎、農業用倉庫を無断で施設を造られているということであります。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地です。2番（着工時期）：許可後8月から着工予定。3番（資金調達）：自己資金と借入金です。6番（公衆衛生）水飲み場等の畜舎内からの排水は、地中にパイプを埋設し、町道内側溝に放流する。糞尿については、畜舎内をオガクズ敷きとして隣接地にある既存の堆肥舎に搬入処理をします。7番（転用措置）：整地程度であり造成はしません。土砂等の流出はないと思われますが、もし発生した場合は、当方で責任をもって対応するとのことでした。8番（日照通風の影響）：特にないと思いますが、もし発生した場合は、当方で責任をもって対応するとのことでした。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全委員賛成です。

議長 議第30号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第30号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は通

路です。申請人は申請地の奥に農地を所有されております。南側に通路が町の里道としてありますが、その幅員が2 mと狭く大型機械等の通行に支障をきたしているため、幅員6 m程度になるため申請地を受贈して申請地を通路として利用されるものであります。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地です。2番(着工時期):8月10日着工予定。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)上下水道は該当ありません。7番(転用措置):造成中に係る土砂の流出、堆積、隣地への被害がないよう最善の注意を払い、万全を期して造成し、隣接地の耕作農地に影響が出ないように十分に注意して工事し、被害の発生があった場合は、譲受人の負担で一切の工事をされるということでした。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議長 議第31号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第31号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)今回は所有権移転1件、利用権設定が17件です。所有権移転につきましては、農業公社からの売渡1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～17番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質問のある方は、いらっしゃいませんか。

それでは、ないようですので、議第31号案異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。適格といたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月10日

農業委員会会長

10 番 農 業 委 員

1 番 農 業 委 員